

会員通知 第 6 号
平成18年 1月31日

会 員 代 表 者 各 位

証券会員制法人 札幌証券取引所
理事長 伊 藤 義 郎

新株予約権証券等の上場対象からの除外に伴う「業務規程」等の一部改正等について

本所は、別紙のとおり「業務規程」等関係諸規則の一部改正等を行い、平成18年2月1日から施行しますので、御通知いたします。

新株予約権証券（平成14年4月の商法改正以前においては新株引受権証券）は、平成11年4月に上場廃止をした銘柄を最後に6年間上場銘柄がない状況が続いています。

また、商法改正後に発行されている新株予約権については、本所における現行の上場制度及び実務面等で想定している新株予約権証券とは仕組みが異なっており、このような新株予約権証券を直ちに上場対象とすることは困難となっています。

今回の改正は、こうした状況を踏まえ、本所における上場対象から新株予約権証券等を除外することとするものです。

新株予約権証券等の上場対象からの除外に伴う「業務規程」等の一部改正等について

(ページ)

1.	業務規程の一部改正新旧対照表	1
2.	上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表	6
3.	受託契約準則一部改正新旧対照表	8
4.	債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	1 1
5.	新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	1 2
6.	新株予約権証券に関する有価証券上場規程の特例を廃止する規則	1 7
7.	定率会費の算出基準及び徴収標準率の一部改正新旧対照表	1 8
8.	安定操作取引についての定款第 5 9 条に関する理事会決定の一部改正新旧対照表	1 9
9.	業務規程施行規則の一部改正新旧対照表	2 1
10.	監理ポスト及び整理ポストに関する規則の一部改正新旧対照表	2 4
11.	呼値に関する規則の一部改正新旧対照表	3 2
12.	呼値の制限値幅に関する規則の一部改正新旧対照表	3 5
13.	清算・決済規程施行規則の一部改正新旧対照表	3 7
14.	上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正 新旧対照表	3 9
15.	債券の上場手数料及び年賦課金の一部改正新旧対照表	4 2
16.	株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表	4 3
17.	新株予約権付社債券等上場契約書の一部改正新旧対照表	4 4
18.	新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧 対照表	4 5
19.	新株予約権証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い等を廃止する規則	4 9

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買立会の区分及び売買立会時)</p> <p>第2条 本所の売買立会は、午前立会及び午後立会に分ち、各売買立会時は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(2) 債券(転換社債型新株予約権付社債券(新株予約権付社債券のうち、商法第341条の3第1項第7号及び第8号に係る決議(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和49年法律第22号)第1条の2第3項に規定する委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)を行っているものをいう。以下同じ。)を除く。以下同じ。)</u></p> <p>午前立会は、午前10時30分から11時までの間において、各銘柄ごとに1回の約定値段が決定されるときまでとし、午後立会は行わない。</p> <p><u>(3) 転換社債型新株予約権付社債券</u></p> <p>午前立会は、午前9時から11時までとし、午後立会は、午後0時30分から3時30分までとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(売買立会の区分及び売買立会時)</p> <p>第2条 本所の売買立会は、午前立会及び午後立会に分ち、各売買立会時は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 新株予約権証券</u></p> <p><u>午前立会は、午前9時から11時までとし、午後立会は、午後0時30分から3時30分までとする。</u></p> <p><u>(3) 債券(新株予約権付社債券等(新株予約権付社債券並びに同時に募集され、かつ、同時に割り当てられた社債券及び新株予約権証券であつて、一体で売買するものとして上場されたものをいう。以下同じ。))を除く。以下同じ。)</u></p> <p>午前立会は、午前10時30分から11時までの間において、各銘柄ごとに1回の約定値段が決定されるときまでとし、午後立会は行わない。</p> <p><u>(4) 新株予約権付社債券等</u></p> <p>午前立会は、午前9時から11時までとし、午後立会は、午後0時30分から3時30分までとする。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(売買の種類)</p> <p>第9条 本所の売買立会による売買の種類は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める取引とする。</p>	<p>(売買の種類)</p> <p>第9条 本所の売買立会による売買の種類は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める取引とする。</p>

(1) (略)

(削る)

(2) 債券、転換社債型新株予約権付社債券

a・b (略)

2 (略)

3 普通取引は、売買契約締結の日から起算して4日目(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日に決済を行うものとする。ただし、次の各号に掲げる日の売買については、当該売買契約締結の日から起算して5日目の日に決済を行うものとする。

(1) (略)

(2) 第25条の規定により優先株について、転換条件の変更(転換請求期間の中断を含む。以下同じ。)として定める期日、転換社債型新株予約権付社債券について、行使条件の変更(行使期間の中断を含む。以下同じ。)として定める期日

(3)～(5) (略)

4～6 (略)

(呼値)

第14条 (略)

2～6 (略)

7 呼値の単位は、次の各号に定めるところによる。

(1) (略)

(削る)

(1) (略)

(2) 新株予約権証券

a 当日決済取引

b 普通取引

(3) 債券、新株予約権付社債券等

a・b (略)

2 (略)

3 普通取引は、売買契約締結の日から起算して4日目(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日に決済を行うものとする。ただし、次の各号に掲げる日の売買については、当該売買契約締結の日から起算して5日目の日に決済を行うものとする。

(1) (略)

(2) 第25条の規定により優先株について、転換条件の変更(転換請求期間の中断を含む。以下同じ。)として定める期日、転換社債型新株予約権付社債券(新株予約権付社債券のうち、商法第341条の3第1項第7号及び第8号に係る決議(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和49年法律第22号)第1条の2第3項に規定する委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)を行っているものをいう。以下同じ。)について、行使条件の変更(行使期間の中断を含む。以下同じ。)として定める期日

(3)～(5) (略)

4～6 (略)

(呼値)

第14条 (略)

2～6 (略)

7 呼値の単位は、次の各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 新株予約権証券は、1証券につき、0.

(2) (略)

(3) (略)

(削る)

8 呼値は、株券については配当含みとし、利付債券及び利付転換社債型新株予約権付社債券については裸相場、利付債券以外の債券及び利付転換社債型新株予約権付社債券以外の転換社債型新株予約権付社債券については利子含みとする。

9～11 (略)

(売買単位)

第15条 売買単位は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

(削る)

(3) (略)

(4) (略)

(削る)

(利子の日割計算)

第26条 利付債券及び利付転換社債型新株予約権付社債券の売買については、その利札面に記載する利子から税額相当額として本所が定める額を差し引いた額を、日割をもって計算し、その売買の決済日までの分(以下「経過利子」という。)を、売買代金に加算するものとする。ただし、そ

0.5ポイントとする。この場合において、本所がその都度定める金額を100ポイントとする。

(3) (略)

(4) (略)

(5) 新株予約権付社債券等(転換社債型新株予約権付社債券を除く。)は、額面100円につき5銭とする。

8 呼値は、株券については配当含みとし、利付債券及び利付新株予約権付社債券等については裸相場、利付債券以外の債券及び利付転換社債型新株予約権付社債券以外の転換社債型新株予約権付社債券については利子含みとする。

9～11 (略)

(売買単位)

第15条 売買単位は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

(3) 新株予約権証券は、1証券とする。

(4) (略)

(5) (略)

(6) 新株予約権付社債券等(転換社債型新株予約権付社債券を除く。)は、本所が定めるところにより、額面100万円又は額面50万円とする。

(利子の日割計算)

第26条 利付債券及び利付新株予約権付社債券等の売買については、その利札面に記載する利子から税額相当額として本所が定める額を差し引いた額を、日割をもって計算し、その売買の決済日までの分(以下「経過利子」という。)を、売買代金に加算するものとする。ただし、その売買

の売買の決済日が、当該有価証券の利払期日に当たるときは、経過利子を売買代金に加算しないものとし、この場合においては、利札の授受を行わないものとする。

(売買の停止)

第27条 本所は、次の各号に掲げる場合には、本所が定めるところにより、有価証券の売買を停止することができる。

(1) (略)

(1)の2 債券、転換社債型新株予約権付社債券について抽選償還が行われる場合で、本所が必要があると認める場合

(2)～(4) (略)

(公開買付期間中における自己買付け)

第56条 施行令第12条第2号及び同第14条の3の7第4号に規定する証券取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付けは、本所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。

(1)～(4) (略)

(5) 次のa又はbに掲げる場合において、新株予約権証券、新株予約権付社債券、新株引受権証書、株券預託証券(株券に係る権利を表示する預託証券をいう。)又は交換社債券(以下この号において「新株予約権証券等」という。)に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させる行為に関して行う、当該a又はbに定める取引に係る買付け

a・b (略)

(6)～(14) (略)

2 (略)

(安定操作期間内における自己買付け)

第57条 証券会社の行為規制等に関する内閣府

の決済日が、当該有価証券の利払期日に当たるときは、経過利子を売買代金に加算しないものとし、この場合においては、利札の授受を行わないものとする。

(売買の停止)

第27条 本所は、次の各号に掲げる場合には、本所が定めるところにより、有価証券の売買を停止することができる。

(1) (略)

(1)の2 債券、新株予約権付社債券等について抽選償還が行われる場合で、本所が必要があると認める場合

(2)～(4) (略)

(公開買付期間中における自己買付け)

第56条 施行令第12条第2号及び同第14条の3の7第4号に規定する証券取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付けは、本所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。

(1)～(4) (略)

(5) 次のa又はbに掲げる場合において、新株予約権証券、新株予約権付社債券等、新株引受権証書、株券預託証券(株券に係る権利を表示する預託証券をいう。)又は交換社債券(以下この号において「新株予約権証券等」という。)に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させる行為に関して行う、当該a又はbに定める取引に係る買付け

a・b (略)

(6)～(14) (略)

2 (略)

(安定操作期間内における自己買付け)

第57条 証券会社の行為規制等に関する内閣府

令第4条第6号イ及びホに規定する証券取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため必要なもの又は個別の銘柄に対する投資判断に基づかないものと認められている買付けは、本所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。

(1)～(4) (略)

(5) 新株予約権証券、新株予約権付社債券、新株予約権証券書、株券預託証券(株券に係る権利を表示する預託証券をいう。以下この号において同じ。)又は交換社債券(以下この号及び次号において「新株予約権証券等」という。)に係る価格と当該新株予約権証券等に付与された権利を行使することにより取得することとなる株券(以下この号及び次号において「行使対象株券」という。)の価格の関係を利用して行う次のaからdまでに掲げる取引に係る買付け

a～d (略)

(6)～(15) (略)

(削る)

付 則

この改正規定は、平成18年2月1日から施行する。

令第4条第6号イ及びホに規定する証券取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため必要なもの又は個別の銘柄に対する投資判断に基づかないものと認められている買付けは、本所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。

(1)～(4) (略)

(5) 新株予約権証券、新株予約権付社債券等、新株予約権証券書、株券預託証券(株券に係る権利を表示する預託証券をいう。以下この号において同じ。)又は交換社債券(以下この号及び次号において「新株予約権証券等」という。)に係る価格と当該新株予約権証券等に付与された権利を行使することにより取得することとなる株券(以下この号及び次号において「行使対象株券」という。)の価格の関係を利用して行う次のaからdまでに掲げる取引に係る買付け

a～d (略)

(6)～(15) (略)

(新株予約権証券を付した社債券)

第57条の2 第2条第1項第3号の同時に募集され、かつ、同時に割り当てられた社債券及び新株予約権証券であって、一体で売買するものとして上場されたものは、この規程の適用については、新株予約権証券を付した社債券とみなす。

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当するものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)</p> <p>a～a b (略)</p> <p>a c <u>上場債券(上場転換社債型新株予約権付社債券(転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第1条の2に規定する転換社債型新株予約権付社債券をいう。以下同じ。))を含む。以下このa c及び次の(2) rの2において同じ。)</u>に係る全部若しくは一部の繰上償還又は社債権者集会の招集その他上場債券に関する権利に係る重要な事項</p> <p>a d～a h (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2～9 (略)</p>	<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当するものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)</p> <p>a～a b (略)</p> <p>a c <u>上場債券(上場新株予約権付社債券等(新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第2条に規定する新株予約権付社債券等をいう。以下同じ。))を含む。以下このa c及び次の(2) rの2において同じ。)</u>に係る全部若しくは一部の繰上償還又は社債権者集会の招集その他上場債券に関する権利に係る重要な事項</p> <p>a d～a h (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2～9 (略)</p>
<p>(決定事項等に係る通知及び書類の提出)</p> <p>第5条 上場会社は、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合(投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当する場合を除く。)には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p>(決定事項等に係る通知及び書類の提出)</p> <p>第5条 上場会社は、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合(投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当する場合を除く。)には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>

(7) 上場債券又は上場転換社債型新株予約権付社債券に関する信託契約、発行契約若しくは社債管理委託契約その他本所が必要と認める委託契約の変更

(8) ～ (11) (略)

(12) 公募（一般募集による新株予約権若しくは新株予約権付社債又はこれらの有価証券に係る権利を表示する預託証券の発行を含む。）又は売出しに係る元引受契約を締結する証券会社又は外国証券会社及び募集又は売出しに係る発行価格又は売出価格（他の種類の株式への転換が行われる株式（これらの有価証券に係る権利を表示する預託証券を含む。）にあっては発行価格及び転換の条件又は売出価格、新株予約権又は新株予約権付社債（新株予約権又は新株予約権付社債に係る権利を表示する預託証券を含む。）にあっては発行価格及び新株予約権の内容又は売出価格）

(13) (略)

2・3 (略)

(新株予約権の行使の通知等)

第7条 (略)

2 上場会社は、期中償還請求権が付されている上場転換社債型新株予約権付社債について期中償還請求権の行使が行われる場合には、その旨を本所に通知するものとする。

付 則

この改正規定は、平成18年2月1日から施行する。

(7) 上場新株予約権証券、上場債券又は上場新株予約権付社債等に関する信託契約、発行契約若しくは社債管理委託契約その他本所が必要と認める委託契約の変更

(8) ～ (11) (略)

(12) 公募（一般募集による新株予約権若しくは新株予約権付社債等又はこれらの有価証券に係る権利を表示する預託証券の発行を含む。）又は売出しに係る元引受契約を締結する証券会社又は外国証券会社及び募集又は売出しに係る発行価格又は売出価格（他の種類の株式への転換が行われる株式（これらの有価証券に係る権利を表示する預託証券を含む。）にあっては発行価格及び転換の条件又は売出価格、新株予約権付社債等（新株予約権付社債に係る権利を表示する預託証券を含む。）にあっては発行価格及び新株予約権の内容又は売出価格）

(13) (略)

2・3 (略)

(新株予約権の行使の通知等)

第7条 (略)

2 上場会社は、期中償還請求権が付されている上場新株予約権付社債等について期中償還請求権の行使が行われる場合には、その旨を本所に通知するものとする。

受託契約準則一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(利子の日割計算)</p> <p>第11条 債券(転換社債型新株予約権付社債券を除く。以下同じ。)の売買のうち利付債券の売買並びに利付転換社債型新株予約権付社債券の売買については、額面総額にその有価証券の利率を乗じて得た額(以下「利子」という。)から税額相当額として取引所が定める額を差し引いた額を、日割をもって計算し、その売買の決済日までの分(以下「経過利子」という。)を、売買代金に加算して授受するものとする。ただし、その売買の決済日が、当該有価証券の利払期日に当たるときは、経過利子を売買代金に加算しないものとし、この場合においては、売付顧客は、利札の引渡しを行わないものとする。</p>	<p>(利子の日割計算)</p> <p>第11条 債券(新株予約権付社債券等(新株予約権付社債券並びに同時に募集され、かつ、同時に割り当てられた社債券及び新株予約権証券であって、一体で売買するものとして上場されたものをいう。以下同じ。))を除く。以下同じ。)のうち利付債券の売買並びに新株予約権付社債券等の売買については、額面総額にその有価証券の利率を乗じて得た額(以下「利子」という。)から税額相当額として取引所が定める額を差し引いた額を、日割をもって計算し、その売買の決済日までの分(以下「経過利子」という。)を、売買代金に加算して授受するものとする。ただし、その売買の決済日が、当該有価証券の利払期日に当たるときは、経過利子を売買代金に加算しないものとし、この場合においては、売付顧客は、利札の引渡しを行わないものとする。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(引渡有価証券の券種及び組合せ)</p> <p>第13条 正会員に売付けの委託をした顧客が、その決済のために引き渡す有価証券は、次の各号に定めるところによるものとし、債券、<u>転換社債型新株予約権付社債券</u>については、無記名式のものでなければならない。ただし、株券の当日決済取引による売付けの委託及び債券の売付けの委託において、受託正会員が同意した場合においては、他の券種の有価証券によることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>(引渡有価証券の券種及び組合せ)</p> <p>第13条 正会員に売付けの委託をした顧客が、その決済のために引き渡す有価証券は、次の各号に定めるところによるものとし、債券、<u>新株予約権付社債券等</u>については、無記名式のものでなければならない。ただし、株券の当日決済取引による売付けの委託及び債券の売付けの委託において、受託正会員が同意した場合においては、他の券種の有価証券によることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 新株予約権証券の売付けについては、</u> <u>売買単位の券種の新株予約権証券</u></p>

(2) (略)

(3) 転換社債型新株予約権付社債券の売付けについては、売買単位の額面金額の券種の
転換社債型新株予約権付社債券

2 (略)

(発行日決済取引に係る受入保証金の計算方法)

第23条 発行日決済取引に係る受入保証金の総額は、その顧客の発行日決済取引に係る有価証券の相場の変動に基づく損失及び対当売買による損失から当該顧客の発行日決済取引に係る有価証券の相場の変動に基づく利益及び対当売買による利益を差し引いて計算した計算上の損失額に相当する額並びに当該顧客の発行日決済取引につき負担すべきもの（発行日決済取引の決済後において、なお当該顧客の債務が残存しているときはその残存額を含む。）に相当する額を差し引いて計算するものとする。ただし、前条第2号に規定する受入保証金の総額については、決済する発行日決済取引に係る計算上の損失額に相当する額及び当該顧客の発行日決済取引につき負担すべきものに相当する額を差し引かないものとする。

2 (略)

(削る)

(3) (略)

(4) 新株予約権付社債券等の売付けについては、新株予約権付社債券にあっては売買単位の額面金額の券種であって、かつ、無記名式の新株予約権付社債券、それ以外のものにあつては、売買単位の額面金額の券種であつて、かつ、無記名式の社債券及び当該社債券に付したもとしてみなされる新株予約権証券

2 (略)

(発行日決済取引に係る受入保証金の計算方法)

第23条 発行日決済取引に係る受入保証金の総額は、その顧客の発行日決済取引に係る有価証券の相場の変動に基づく損失及び対当売買による損失から当該顧客の発行日決済取引に係る有価証券の相場の変動に基づく利益及び対当売買による利益を差し引いて計算した計算上の損失額に相当する額並びに当該顧客の発行日決済取引につき負担すべきもの（発行日決済取引の決済後において、なお当該顧客の債務が残存しているときはその残存額を含む。）に相当する額を差し引いて計算するものとする。ただし、前条第1項第2号に規定する受入保証金の総額については、決済する発行日決済取引に係る計算上の損失額に相当する額及び当該顧客の発行日決済取引につき負担すべきものに相当する額を差し引かないものとする。

2 (略)

(新株予約権証券を付した社債券)

第43条 第11条第1項の同時に募集され、かつ、同時に割り当てられた社債券及び新株予約権証券であつて、一体で売買するものとして上場されたものは、この準則の適用については、新株予約権証券を付した社債券とみなす。

付 則

この改正規定は、平成18年2月1日から施行する。

債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この特例は、債券（国債証券、外国債券、<u>転換社債型新株予約権付社債券</u>を除く。以下同じ。）の上場について、有価証券上場規程の特例を規定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(社債券の上場審査基準)</p> <p>第4条 社債券（<u>転換社債型新株予約権付社債券</u>を除く。以下同じ。）の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成18年2月1日から施行する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この特例は、債券（国債証券、外国債券、<u>新株予約権付社債券等</u>を除く。以下同じ。）の上場について、有価証券上場規程の特例を規定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(社債券の上場審査基準)</p> <p>第4条 社債券（<u>新株予約権付社債券等</u>を除く。以下同じ。）の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>

新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>転換社債型新株予約権付社債券</u>に関する有価証券上場規程の特例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この特例は、<u>転換社債型新株予約権付社債券</u>の上場について、有価証券上場規程の特例を規定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第1条の2 この特例において「<u>転換社債型新株予約権付社債券</u>」とは、<u>商法第341条の3第1項第7号及び第8号に係る決議(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和49年法律第22号)第1条の2第3項に規定する委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)</u>が行われている新株予約権付社債券をいう。</p> <p>(上場申請)</p> <p>第2条 <u>転換社債型新株予約権付社債券</u>の上場を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該<u>転換社債型新株予約権付社債</u>の発行に係る信託証書及び社債管理委託契約書その他本所が必要と認める書類又はこれらに類する書類の各写</p> <p>(3) 当該<u>転換社債型新株予約権付社債</u>の本</p>	<p><u>新株予約権付社債券等</u>に関する有価証券上場規程の特例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この特例は、<u>新株予約権付社債券等</u>の上場について、有価証券上場規程の特例を規定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(社債券及び新株予約権証券の一体売買に係る上場申請)</p> <p>第1条の2 <u>同時に募集され、かつ、同時に割り当てられた社債券及び新株予約権証券については、その発行者は、当該社債券及び新株予約権証券を一体で売買するものとして上場申請することができる。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する社債券及び新株予約権証券は、この特例の適用については、新株予約権証券を付した社債券とみなす。</u></p> <p>(上場申請)</p> <p>第2条 <u>新株予約権付社債券又は前条の規定に基づき新株予約権証券を付した社債券とみなされる社債券及び新株予約権証券(以下「新株予約権付社債券等」という。)</u>の上場を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該<u>新株予約権付社債等</u>の発行に係る信託証書及び社債管理委託契約書その他本所が必要と認める書類又はこれらに類する書類の各写</p> <p>(3) 当該<u>新株予約権付社債等</u>の本券の見本。</p>

券の見本。ただし、次条第1項第2号c後段の規定の適用を受けようとする場合には、当該本券の見本のほか、同c後段に規定する確約の内容を記載した書面を提出するものとする。

2・3 (略)

(上場審査基準)

第3条 転換社債型新株予約権付社債券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) (略)

(2) 上場申請銘柄が、次のaからdまでに適合していること。

a・b (略)

c 転換社債型新株予約権付社債の本券が、本所が定めるところに従って作成されているものであること又は上場申請銘柄の発行者が、本所が定めるところに従って転換社債型新株予約権付社債の本券を作成する旨を確約しているものであること。

d 当該銘柄が指定保管振替機関(本所が指定する保管振替機関(株券等の保管及び振替に関する法律(昭和59年法律第30号。以下「保振法」という。)第2条第2項に規定する保管振替機関という。))をいう。以下同じ。)の保管振替業において取り扱われる転換社債型新株予約権付社債券である場合には、指定保管振替機関に対する保振法第6条の2に規定する同意がなされているものであること又は上場の時まで当該同意がなされる見込みのあるものであること。

ただし、次条第1項第2号c後段の規定の適用を受けようとする場合には、当該本券の見本のほか、同c後段に規定する確約の内容を記載した書面を提出するものとする。

2・3 (略)

(上場審査基準)

第3条 新株予約権付社債券等の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) (略)

(2) 上場申請銘柄が、次のaからeまでに適合していること。

a・b (略)

c 新株予約権付社債等の本券が、本所が定めるところに従って作成されているものであること又は上場申請銘柄の発行者が、本所が定めるところに従って新株予約権付社債等の本券を作成する旨を確約しているものであること。

d 当該銘柄が商法第341条の3第1項第7号及び第8号に係る決議(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和49年法律第22号)第1条の2第3項に規定する委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)が行われている新株予約権付社債券(以下「転換社債型新株予約権付社債券」という。)である場合には、指定保管振替機関(本所が指定する保管振替機関(株券等の保管及び振替等に関する法律(昭和59年法律第30号。以下「保振法」という。)第2条第2項に規定する保管振替機関をいう。))をいう。以下同じ。)に対する保振法第6条の2に規定する同意がなされているものであること又

(削る)

2 前項の規定にかかわらず、上場申請銘柄が、国内の他の証券取引所に上場されている場合における上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) (略)

(2) 上場申請銘柄が、次の a から d までに適合していること。

a (略)

b 転換社債型新株予約権付社債の本券が、本所が定めるところに従って作成されているものであること。

c・d (略)

3 (略)

4 前3項の規定にかかわらず、上場会社又は国内の他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社が、株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合において、当該完全子会社となる会社の発行する転換社債型新株予約権付社債券が、国内の証券取引所において上場廃止されるものであり、かつ、当該転換社債型新株予約権付社債券をもって、当該他の会社（上場会社である場合に限る。）の発行する転換社債型新株予約権付社債券に係る払込みを行うことができるものとする場合の当該他の会社の発行する転換社債型新株予約権付社債券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) 当該完全子会社となる会社の発行する転換社債型新株予約権付社債券をもってする上場申請銘柄の発行に係る払込みを希望するすべての者が当該払込みを行えること。

(2) (略)

は上場の時まで当該同意がなされる見込みのあるものであること。

e 新株予約権の譲渡につき制限を行っていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、上場申請銘柄が、国内の他の証券取引所に上場されている場合における上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) (略)

(2) 上場申請銘柄が、次の a から d までに適合していること。

a (略)

b 新株予約権付社債等の本券が、本所が定めるところに従って作成されているものであること。

c・d (略)

3 (略)

4 前3項の規定にかかわらず、上場会社又は国内の他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社が、株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合において、当該完全子会社となる会社の発行する新株予約権付社債券が、国内の証券取引所において上場廃止されるものであり、かつ、当該新株予約権付社債券をもって、当該他の会社（上場会社である場合に限る。）の発行する新株予約権付社債券に係る払込みを行うことができるものとする場合の当該他の会社の発行する新株予約権付社債券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) 当該完全子会社となる会社の発行する新株予約権付社債券をもってする上場申請銘柄の発行に係る払込みを希望するすべての者が当該払込みを行えること。

(2) (略)

(上場契約)

第3条の2 本所が転換社債型新株予約権付社債券を上場する場合には、当該上場申請に係る転換社債型新株予約権付社債券の発行者は、本所所定の転換社債型新株予約権付社債券上場契約書を提出するものとする。ただし、本所の上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者が他の転換社債型新株予約権付社債券の上場を申請する場合には、提出を要しない。

(上場廃止基準)

第4条 上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行者が発行する転換社債型新株予約権付社債券全銘柄の上場を廃止する。ただし、第3号に該当する場合において、本所が特に上場の継続を必要と認める銘柄については、この限りでない。

(1) 転換社債型新株予約権付社債券上場契約について重大な違反を行った場合又は転換社債型新株予約権付社債券上場契約の当事者でなくなることとなった場合

(2) ・ (3) (略)

2 転換社債型新株予約権付社債券の上場銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。

(1) ・ (2) (略)

(3) 上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者が、当該銘柄について期限の利益を喪失した場合

(4) (略)

(削る)

(5) 当該銘柄の発行者が当該銘柄について指定保管振替機関に対する保振法第6条の2

(上場契約)

第3条の2 本所が新株予約権付社債券等を上場する場合には、当該上場申請に係る新株予約権付社債券等の発行者は、本所所定の新株予約権付社債券等上場契約書を提出するものとする。ただし、本所の上場新株予約権付社債券等の発行者が他の新株予約権付社債券等の上場を申請する場合には、提出を要しない。

(上場廃止基準)

第4条 上場新株予約権付社債券等の発行者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行者が発行する新株予約権付社債券等全銘柄の上場を廃止する。ただし、第3号に該当する場合において、本所が特に上場の継続を必要と認める銘柄 (新株予約権付社債券に限る。) については、この限りでない。

(1) 新株予約権付社債券等上場契約について重大な違反を行った場合又は新株予約権付社債券等上場契約の当事者でなくなることとなった場合

(2) ・ (3) (略)

2 新株予約権付社債券等の上場銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。

(1) ・ (2) (略)

(3) 上場新株予約権付社債券等の発行者が、当該銘柄について期限の利益を喪失した場合

(4) (略)

(5) 当該銘柄について新株予約権の譲渡につき制限を行うこととした場合

(6) 当該銘柄 (転換社債型新株予約権付社債券であるものに限る。)の発行者が当該銘柄

に規定する同意を撤回した場合

(6) (略)

平成14年4月1日改正付則

1～3 (略)

4 第1項の規定にかかわらず、この改正規定の施行の日において上場されている転換社債型新株予約権付社債券の発行者が、この改正規定の施行の日以後、最初に転換社債型新株予約権付社債券の上場を申請する場合には、改正後の第3条の2ただし書きの規定は適用しない。

付 則

この改正規定は、平成18年2月1日から施行する。

柄について指定保管振替機関に対する保振法
第6条の2に規定する同意を撤回した場合

(7) (略)

平成14年4月1日改正付則

1～3 (略)

4 第1項の規定にかかわらず、この改正規定の施行の日において上場されている新株予約権付社債券等の発行者が、この改正規定の施行の日以後、最初に新株予約権付社債券等の上場を申請する場合には、改正後の第3条の2ただし書きの規定は適用しない。

新株予約権証券に関する有価証券上場規程の特例を廃止する規則

新株予約権証券に関する有価証券上場規程の特例を廃止する。

付 則

この規則は、平成18年2月1日から施行する。

定率会費の算出基準及び徴収標準率の一部改正新旧対照表

新			旧		
定款第15条第3項の規定に基づく定率会費の算出の基準及び徴収標準率は、次のとおりとする。			定款第15条第3項の規定に基づく定率会費の算出の基準及び徴収標準率は、次のとおりとする。		
正会員			正会員		
上場有価証券の区分	算出基準	徴収標準率	上場有価証券の区分	算出基準	徴収標準率
(略)			(略)		
(削る)			(削る)		
<u>転換社債型新株予約権付社債券</u>	売買代金	市場内売買における売付代金及び買付代金の合計額の万分の0.39	<u>新株予約権証券</u>	<u>売買代金</u>	<u>市場内売買における売付代金及び買付代金の合計額の万分の1.24</u>
<u>転換社債型新株予約権付社債券を除く債券</u>	売買数量	市場内売買における売付け又は買付けごとに額面100円につき2厘4毛	<u>新株予約権付社債券等</u>	売買代金	市場内売買における売付代金及び買付代金の合計額の万分の0.39
(略)			<u>新株予約権付社債券等を除く債券</u>	売買数量	市場内売買における売付け又は買付けごとに額面100円につき2厘4毛
(略)			(略)		
付 則					
この改正規定は、平成18年2月1日から施行する。					

安定操作取引についての定款第59条に関する理事会決定の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 正会員は、募集（50名以上の者を相手方として行うものに限る。以下同じ。）又は売出し（役員又は従業員に対する新株予約権の発行その他のストック・オプションと認められるものの付与に係る募集又は売出しを除く。）に係る有価証券（時価又は時価に近い一定の価格により株券が発行され若しくは移転される新株予約権を表示する新株予約権証券（以下「時価新株予約権証券」という。）又は当該新株予約権を付与されている新株予約権付社債券（以下「時価新株予約権付社債券」という。））以外の新株予約権証券又は社債券及び時価又は時価に近い一定の価格により発行する上場株券（時価新株予約権証券の募集又は売出しの場合には上場株券又は上場時価新株予約権証券、<u>時価新株予約権付社債券</u>の募集又は売出しの場合には上場株券又は上場時価新株予約権付社債券）について、安定操作取引（証券取引法施行令（以下「施行令」という。）第20条第1項に規定する安定操作取引。以下同じ。）をすることができる期間（施行令第22条第2項から第4項までに規定する安定操作期間（以下「安定操作期間」という。））内において執行する条件の買付けに関し、次に掲げる行為を行ってはならない。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>2 正会員は、安定操作取引が最初に行われた時から安定操作期間の末日までの間において、当該安定操作取引に係る有価証券につき安定操作取引が行われたことを知りながら、その旨を表示しないで、当該有価証券の発行者が発行する株券、時価新株予約権証券又は<u>時価新株予約権付社債券</u>について買付けの受託又は売付け（証</p>	<p>1 正会員は、募集（50名以上の者を相手方として行うものに限る。以下同じ。）又は売出し（役員又は従業員に対する新株予約権の発行その他のストック・オプションと認められるものの付与に係る募集又は売出しを除く。）に係る有価証券（時価又は時価に近い一定の価格により株券が発行され若しくは移転される新株予約権を表示する新株予約権証券（以下「時価新株予約権証券」という。）又は当該新株予約権を付与されている新株予約権付社債券等（以下「<u>時価新株予約権付社債券等</u>」という。））以外の新株予約権証券又は社債券及び時価又は時価に近い一定の価格により発行する上場株券（時価新株予約権証券の募集又は売出しの場合には上場株券又は上場時価新株予約権証券、<u>時価新株予約権付社債券等</u>の募集又は売出しの場合には上場株券又は上場時価新株予約権付社債券等）について、安定操作取引（証券取引法施行令（以下「施行令」という。）第20条第1項に規定する安定操作取引。以下同じ。）をすることができる期間（施行令第22条第2項から第4項までに規定する安定操作期間（以下「安定操作期間」という。））内において執行する条件の買付けに関し、次に掲げる行為を行ってはならない。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>2 正会員は、安定操作取引が最初に行われた時から安定操作期間の末日までの間において、当該安定操作取引に係る有価証券につき安定操作取引が行われたことを知りながら、その旨を表示しないで、当該有価証券の発行者が発行する株券、時価新株予約権証券又は<u>時価新株予約権付社債券等</u>について買付けの受託又は売付け</p>

券会社若しくは外国証券会社からの買付けの受託、証券会社若しくは外国証券会社への売付け及び有価証券等清算取次ぎによる売付けを除く。)若しくはその売付けに係る有価証券等清算取次ぎの委託をしてはならない。

上記の行為は、その状況により、取引の信義則違反として処理する。

付 則

この改正規定は、平成18年2月1日から施行する。

(証券会社若しくは外国証券会社からの買付けの受託、証券会社若しくは外国証券会社への売付け及び有価証券等清算取次ぎによる売付けを除く。)若しくはその売付けに係る有価証券等清算取次ぎの委託をしてはならない。

上記の行為は、その状況により、取引の信義則違反として処理する。

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買システムによる売買以外の売買)</p> <p>第2条 規程第7条ただし書に規定する本所が定める売買は、次の各号に定める売買とする。</p> <p>(1) 株券、<u>転換社債型新株予約権付社債券</u>の当日決済取引、普通取引及び発行日決済取引に係る売買（本所のみを上場されている銘柄の株券の普通取引及び発行日決済取引を除く。）</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(売買システムによる売買以外の売買)</p> <p>第2条 規程第7条ただし書に規定する本所が定める売買は、次の各号に定める売買とする。</p> <p>(1) 株券、<u>新株予約権証券及び新株予約権付社債券等</u>の当日決済取引、普通取引及び発行日決済取引に係る売買（本所のみを上場されている銘柄の株券の普通取引及び発行日決済取引を除く。）</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(同時呼値の順位)</p> <p>第6条 規程第10条第2項第2号bに規定する同時に行われた呼値及び行われた時間の先後が明らかでない呼値（以下「同時呼値」という。）の順位は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券、<u>転換社債型新株予約権付社債券</u></p> <p>a (略)</p> <p>b 最小単位の5倍の数量以外の部分の呼値の順位は、呼値の数量の多い正会員から少ない正会員の順序で、正会員単位により次に定めるところによる。</p> <p>(a) 第1順位</p> <p>呼値の数量に3分の1を乗じて算出した数量(最小単位未満の端数が生じたときは最小単位に切り上げる。以下このbにおいて同じ。)</p> <p>(b)・(c) (略)</p> <p>c (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(同時呼値の順位)</p> <p>第6条 規程第10条第2項第2号bに規定する同時に行われた呼値及び行われた時間の先後が明らかでない呼値（以下「同時呼値」という。）の順位は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券、<u>新株予約権証券及び新株予約権付社債券等</u></p> <p>a (略)</p> <p>b 最小単位の5倍の数量以外の部分の呼値の順位は、呼値の数量の多い正会員から少ない正会員の順序で、正会員単位により次に定めるところによる。</p> <p>(a) 第1順位</p> <p>呼値の数量に3分の1を乗じて算出した数量(最小単位未満の端数が生じたときは最小単位に切り上げる。以下このb <u>及び次号aの(b)</u>において同じ。)</p> <p>(b)・(c) (略)</p> <p>c (略)</p> <p>(2) (略)</p>

(約定値段を定める場合の合致数量)

第10条 規程第12条第3項第3号bに規定する本所が定める他方の呼値の数量は、次の各号に定める数量とする。

(1) 株券、転換社債型新株予約権付社債券について、規程第12条第2項第1号、第2号及び第4号に規定する約定値段を定める場合の数量は、最小単位以上の数量とする。

(2) ・ (3) (略)

(削る)

(売買の停止)

第22条 規程第27条の規定により行う売買の停止は、次の各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 規程第27条第1号の2に掲げる場合の当該債券、転換社債型新株予約権付社債券の売買の停止は、原則として、抽選償還の当選番号発表日の3日前の日(当選番号発表日が休業日に当たるときは当該日の4日前の日)から当選番号発表日までとする。

(3) ・ (4) (略)

(立会外分売及び立会外自己株式取得取引に係る基準値段)

第26条 規程第33条かっこ書及び立会外取引に関する業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例の施行規則第5

(約定値段を定める場合の合致数量)

第10条 規程第12条第3項第3号bに規定する本所が定める他方の呼値の数量は、次の各号に定める数量とする。

(1) 株券、新株予約権証券及び新株予約権付社債券等について、規程第12条第2項第1号、第2号及び第4号に規定する約定値段を定める場合の数量は、最小単位以上の数量とする。

(2) ・ (3) (略)

(新株予約権付社債券等の売買単位)

第13条の2 規程第15条第5号の2に規定する新株予約権付社債券等(転換社債型新株予約権付社債券を除く。)の売買単位は、銘柄ごとに、発行されている券種が、額面100万円券のものは額面100万円、額面50万円券のものは額面50万円とする。

(売買の停止)

第22条 規程第27条の規定により行う売買の停止は、次の各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 規程第27条第1号の2に掲げる場合の当該債券、新株予約権付社債券等の売買の停止は、原則として、抽選償還の当選番号発表日の3日前の日(当選番号発表日が休業日に当たるときは当該日の4日前の日)から当選番号発表日までとする。

(3) ・ (4) (略)

(立会外分売に係る基準値段)

第26条 規程第33条かっこ書に規定する本所が定める基準値段は、呼値の制限値幅に関する規則別表「基準値段算出に関する表」により算

条の4第1項に規定する本所が定める基準値
段は、呼値の制限値幅に関する規則別表「基準
値段算出に関する表」により算出された値段と
する。

付 則

この改正規定は、平成18年2月1日から施行
する。

出された値段とする。

監理ポスト及び整理ポストに関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(監理ポスト、整理ポストへの割当て)</p> <p>第3条 監理ポスト又は整理ポストへの割当ては、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>(監理ポスト、整理ポストへの割当て)</p> <p>第3条 監理ポスト又は整理ポストへの割当ては、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 新株予約権証券については、次のとおりとする。</u></p> <p><u>a 監理ポストへの割当て</u></p> <p><u>上場新株予約権証券が次のいずれかに該当する場合には、当該新株予約権証券を監理ポストに割り当てる。</u></p> <p><u>(a) 上場新株予約権証券の発行者の発行する普通株が監理ポストに割り当てられることとなった場合</u></p> <p><u>(b) 新株予約権証券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第3号本文に該当するおそれがあると本所が認める場合</u></p> <p><u>(c) 新株予約権証券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第4号に該当するおそれがあると本所が認める場合(上場銘柄が同特例第3条第3項第4号又は第6号の規定によりその承継後速やかに上場される見込みのある場合を除く。)</u></p> <p><u>(d) 新株予約権証券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第5号に該当するおそれがあると本所が認める場合</u></p> <p><u>(e) 新株予約権証券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第6号に該当するおそれがあると本所が認める場合</u></p> <p><u>b 整理ポストへの割当て</u></p> <p><u>上場新株予約権証券が新株予約権証券に関する有価証券上場規程の特例第4条第1</u></p>

(3) (略)

(4) 転換社債型新株予約権付社債券については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当て

上場転換社債型新株予約権付社債券が次のいずれかに該当する場合には、当該転換社債型新株予約権付社債券を監理ポストに割り当てる。

(a) 上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者の発行する普通株が監理ポストに割り当てられることとなった場合

(b) 転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第2号（転換社債型新株予約権付社債に係る社債の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することによる場合に限る。）に該当するおそれがあると本所が認めたとき。

(c) 転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第3号に該当するおそれがあると本所が認める場合又は上場転換社債型新株予約権付社債に係る社債について社債権者集会在招集されることとなった場合

項各号（株券上場廃止基準の取扱い1.

(8) bの(a)に規定する合併による解散の場合及び株券の不正発行の場合又は上場銘柄が同特例第3条第3項第7号の規定によりその承継後速やかに上場される見込みのある場合を除く。)又は同条第2項第1号、第4号（上場銘柄が同特例第3条第3項第4号又は第6号の規定によりその承継後速やかに上場される見込みのある場合を除く。）、第5号若しくは第6号に該当する場合は、当該新株予約権証券を整理ポストに割り当てる。

(4) (略)

(5) 新株予約権付社債券等については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当て

上場新株予約権付社債券等が次のいずれかに該当する場合には、当該新株予約権付社債券等を監理ポストに割り当てる。

(a) 上場新株予約権付社債券等の発行者の発行する普通株が監理ポストに割り当てられることとなった場合

(b) 新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第2号新株予約権付社債等に係る社債の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することによる場合に限る。）に該当するおそれがあると本所が認めたとき。

(c) 新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第3号に該当するおそれがあると本所が認める場合又は上場新株予約権付社債等に係る社債について社債権者集会在招集されることとなった場合

(d) 転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第4号に該当するおそれがあると本所が認める場合（上場銘柄が同特例第3条第3項第4号又は第6号の規定によりその承継後速やかに上場される見込みのある場合を除く。）

(削る)

(e) 転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第5号に該当するおそれがあると本所が認める場合

(f) 転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第6号に該当するおそれがあると本所が認める場合

b 整理ポストへの割当て

上場転換社債型新株予約権付社債券が転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第1項各号（株券上場廃止基準の取扱い1.（8）bの（a）に規定する合併による解散の場合及び株券の不正発行の場合を除く。）又は同条第2項第1号、第2号（最終償還期限の到来により新株予約権の行使期間が満了となる場合を除く。）、第4号（上場銘柄が同特例第3条第3項第4号又は第6号の規定によりその承継後速やかに上場される見込みのある場合を除く。）、第5号若しくは第6号に該当する場合は、当該転換社債型新株予約権付社債券を整理ポストに割り当てる。

(d) 新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第4号に該当するおそれがあると本所が認める場合（上場銘柄が同特例第3条第3項第4号又は第6号の規定によりその承継後速やかに上場される見込みのある場合を除く。）

(e) 新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第5号に該当するおそれがあると本所が認める場合

(f) 新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第6号に該当するおそれがあると本所が認める場合

(g) 新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第7号に該当するおそれがあると本所が認める場合

b 整理ポストへの割当て

上場新株予約権付社債券等が新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第1項各号（株券上場廃止基準の取扱い1.（8）bの（a）に規定する合併による解散の場合及び株券の不正発行の場合を除く。）又は同条第2項第1号、第2号（最終償還期限の到来により新株予約権の行使期間が満了となる場合を除く。）、第4号（上場銘柄が同特例第3条第3項第4号又は第6号の規定によりその承継後速やかに上場される見込みのある場合を除く。）、第5号、第6号若しくは第7号に該当する場合は、当該新株予約権付社債券等を整理ポストに割り当てる。

(監理ポスト、整理ポストへの割当期間)

第4条 前条に規定する銘柄の監理ポスト又は整理ポストへの割当期間は、次の各号に定めるところによる。

- (1)・(2) (略)
(削る)

(監理ポスト、整理ポストへの割当期間)

第4条 前条に規定する銘柄の監理ポスト又は整理ポストへの割当期間は、次の各号に定めるところによる。

- (1)・(2) (略)

(3) 新株予約権証券については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当期間

監理ポストへの割当期間は、次の(a)から(d)までに定めるところによる。

(a) 前条第3号aの(a)の場合には、上場新株予約権証券の発行者の発行する普通株の監理ポストへの割当期間と同一とする。

(b) 前条第3号aの(b)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が新株予約権証券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第3号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(c) 前条第3号aの(c)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が新株予約権証券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第4号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(d) 前条第3号aの(d)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が新株予約権証券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第5号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(e) 前条第3号aの(e)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が新株予約権証券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第6号に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、当該本所が必要と認めた日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目

(3) 債券については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当期間

監理ポストへの割当期間は、次の（a）から（f）までに定めるところによる。

（a）前条第3号aの（a）の場合には、上場債券の発行者の発行する普通株の監理ポストへの割当期間と同一とする。ただし、同号aの（a）本文後段の場合には、本所が必要と認めた日から本所が債券に関する有価証券上場規程の特例第7条又は第8条に該当するかどうかを認定した日までとする。

（b）前条第3号aの（b）の場合には、本所が必要と認めた日から本所が債券に関する有価証券上場規程の特例第7条第2項第2号（同特例第8条第2項の規定による場合を含む。）に該当するかどうかを認定した日までとする。

（c）前条第3号aの（c）の場合には、本所が必要と認めた日から本所が債券に関する有価証券上場規程の特例第7条第2項第3号（同特例第8条第2項の規定による場合を含む。）に該当するかどうかを認定した日までとする。

（d）前条第3号aの（d）の場合には、本所が必要と認めた日から本所が債券に関する有価証券上場規程の特例第7条第

の日以降の日でその都度本所が定める日までとする。

b 整理ポストへの割当期間

整理ポストへの割当期間は、本所が当該新株予約権証券の上場廃止を決定した日の翌日から新株予約権証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い3.（3）a、b、e、f又はgに定める上場廃止日の前日までとする。

(4) 債券については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当期間

監理ポストへの割当期間は、次の（a）から（f）までに定めるところによる。

（a）前条第4号aの（a）の場合には、上場債券の発行者の発行する普通株の監理ポストへの割当期間と同一とする。ただし、同号aの（a）本文後段の場合には、本所が必要と認めた日から本所が債券に関する有価証券上場規程の特例第7条又は第8条に該当するかどうかを認定した日までとする。

（b）前条第4号aの（b）の場合には、本所が必要と認めた日から本所が債券に関する有価証券上場規程の特例第7条第2項第2号（同特例第8条第2項の規定による場合を含む。）に該当するかどうかを認定した日までとする。

（c）前条第4号aの（c）の場合には、本所が必要と認めた日から本所が債券に関する有価証券上場規程の特例第7条第2項第3号（同特例第8条第2項の規定による場合を含む。）に該当するかどうかを認定した日までとする。

（d）前条第4号aの（d）の場合には、本所が必要と認めた日から本所が債券に関する有価証券上場規程の特例第7条第

2項第4号（同特例第8条第2項の規定による場合を含む。）に該当するかどうかを認定した日までとする。

(e) 前条第3号aの(e)の場合は、本所が必要と認めた日から本所が債券に関する有価証券上場規程の特例第7条第2項第5号（同特例第8条第2項の規定による場合を含む。）に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、当該本所が必要と認めた日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の日の以降でその都度本所が定める日までとする。

(f) 前条第3号aの(f)の場合

同(f)イに該当した場合は、当該最終日の翌日とし、同(f)ロに該当した場合は、当該開示を行った日の翌日とし、同(f)ハに該当した場合は、当該8日目の日の翌日とする。

b (略)

(4) 転換社債型新株予約権付社債券については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当期間

監理ポストへの割当期間は、次の(a)から(f)までに定めるところによる。

(a) 前条第4号aの(a)の場合には、上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者の発行する普通株の監理ポストへの割当期間と同一とする。

(b) 前条第4号aの(b)場合には、本所が必要と認めた日から本所が転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第2号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(c) 前条第4号aの(c)の場合には、

2項第4号（同特例第8条第2項の規定による場合を含む。）に該当するかどうかを認定した日までとする。

(e) 前条第4号aの(e)の場合は、本所が必要と認めた日から本所が債券に関する有価証券上場規程の特例第7条第2項第5号（同特例第8条第2項の規定による場合を含む。）に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、当該本所が必要と認めた日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の日の以降でその都度本所が定める日までとする。

(f) 前条第4号aの(f)の場合

同(f)イに該当した場合は、当該最終日の翌日とし、同(f)ロに該当した場合は、当該開示を行った日の翌日とし、同(f)ハに該当した場合は、当該8日目の日の翌日とする。

b (略)

(5) 新株予約権付社債券等については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当期間

監理ポストへの割当期間は、次の(a)から(g)までに定めるところによる。

(a) 前条第5号aの(a)の場合には、上場新株予約権付社債券等の発行者の発行する普通株の監理ポストへの割当期間と同一とする。

(b) 前条第5号aの(b)場合には、本所が必要と認めた日から本所が新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第2号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(c) 前条第5号aの(c)の場合には、

本所が必要と認めた日から本所が転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第3号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(d) 前条第4号aの(d)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第4号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(削る)

(e) 前条第4号aの(e)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第5号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(f) 前条第4号aの(f)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第6号に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、当該本所が必要と認めた日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の日以降の日でその都度本所が定める日までとする。

b 整理ポストへの割当期間

整理ポストへの割当期間は、本所が当該転換社債型新株予約権付社債券の上場廃止を決定した日の翌日から転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い3。(3)のa、b、d又は

本所が必要と認めた日から本所が新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第3号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(d) 前条第5号aの(d)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第4号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(e) 前条第5号aの(e)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第5号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(f) 前条第5号aの(f)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第6号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(g) 前条第5号aの(g)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第7号に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、当該本所が必要と認めた日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の日以降の日でその都度本所が定める日までとする。

b 整理ポストへの割当期間

整理ポストへの割当期間は、本所が当該新株予約権付社債券等の上場廃止を決定した日の翌日から新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例の取扱い3.

(3)のa、b、d、f又はgに定める上

fに定める上場廃止日の前日までとする。

2 (略)

付 則

この改正規定は、平成18年2月1日から施行する。

場廃止日の前日までとする。

2 (略)

呼値に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(<u>転換社債型新株予約権付社債券の呼値の制限</u>)</p> <p>第6条 正会員は、<u>転換社債型新株予約権付社債券</u>について、売買立会終了時に執行することを条件とする呼値を行ってはならない。</p> <p>(気配表示による呼値の特別周知)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項の気配表示は、当該呼値を表示した時から本所が適当と認める時間を経過するごとに、次の各号に定める値幅以内の値段（直接上場銘柄（初値の決定前に限る。）における当該直接上場銘柄、営業を承継させる人的分割（分割する会社の株主に対し分割に際して発行する株式の全部又は一部の割当を行う会社の分割をいう。）が行われる銘柄（本所がその都度指定する銘柄を除く。以下「人的分割銘柄」という。）の当該株式の割当に係る権利落後（業務規程第27条第1号の規定により売買の停止を行う場合にあっては、売買を再開した後）最初の約定値段（以下「権利落後始値」という。）の決定前における当該人的分割銘柄及び上場廃止の基準に該当し整理ポストに割り当てられた銘柄のうち、本所がその都度指定した銘柄に係る指定後最初の約定値段の決定日（当該約定値段の決定前に限る。）までにおける当該銘柄については、本所が板呼値の状況等を勘案してその都度定める値幅の値段）をもって更新することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>(<u>新株予約権証券の呼値の制限</u>)</p> <p>第6条 正会員は、<u>新株予約権証券及び新株予約権付社債券等</u>について、売買立会終了時に執行することを条件とする呼値を行ってはならない。</p> <p>(気配表示による呼値の特別周知)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項の気配表示は、当該呼値を表示した時から本所が適当と認める時間を経過するごとに、次の各号に定める値幅以内の値段（直接上場銘柄（初値の決定前に限る。）における当該直接上場銘柄、営業を承継させる人的分割（分割する会社の株主に対し分割に際して発行する株式の全部又は一部の割当を行う会社の分割をいう。）が行われる銘柄（本所がその都度指定する銘柄を除く。以下「人的分割銘柄」という。）の当該株式の割当に係る権利落後（業務規程第27条第1号の規定により売買の停止を行う場合にあっては、売買を再開した後）最初の約定値段（以下「権利落後始値」という。）の決定前における当該人的分割銘柄及び上場廃止の基準に該当し整理ポストに割り当てられた銘柄のうち、本所がその都度指定した銘柄に係る指定後最初の約定値段の決定日（当該約定値段の決定前に限る。）までにおける当該銘柄については、本所が板呼値の状況等を勘案してその都度定める値幅の値段）をもって更新することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 新株予約権証券</u></p>

行使対象上場株券の基準値段 値 幅
 500円未満のもの 上下5ポイント × 当該新株
 予約権の 行使比率 × 当該新株
 予約権証 券の交付
 比率

100	新株予約権 の行使によ り発行する 株式の発行 価額の総額	新株予約権 の行使によ り発行する 株式の発行 価額の総額 新株予約権 付社債券等 の総額
新株予約権 の行使より 発行する株 式の発行価 額		

500円以上 1,000円未 満のもの	10ポイント	×	〃	×	〃
1,000円	〃	1,500円	〃	〃	20ポイント
1,500円	〃	2,000円	〃	〃	30ポイント
2,000円	〃	3,000円	〃	〃	40ポイント
3,000円	〃	5,000円	〃	〃	50ポイント
5,000円	〃	1万円	〃	〃	100ポイント
1万円	〃	2万円	〃	〃	200ポイント
2万円	〃	3万円	〃	〃	300ポイント
3万円	〃	5万円	〃	〃	400ポイント
5万円	〃	7万円	〃	〃	500ポイント
7万円	〃	10万円	〃	〃	1,000ポイント
10万円	〃	15万円	〃	〃	2,000ポイント
15万円	〃	20万円	〃	〃	3,000ポイント
20万円	〃	30万円	〃	〃	4,000ポイント
30万円	〃	50万円	〃	〃	5,000ポイント
50万円	〃	100万円	〃	〃	1万ポイント
100万円	〃	150万円	〃	〃	2万ポイント
150万円	〃	200万円	〃	〃	3万ポイント
200万円	〃	300万円	〃	〃	4万ポイント
300万円	〃	500万円	〃	〃	5万ポイント
500万円	〃	1,000万円	〃	〃	10万ポイント
1,000万円	〃	1,500万円	〃	〃	20万ポイント
1,500万円	〃	2,000万円	〃	〃	30万ポイント
2,000万円	〃	3,000万円	〃	〃	40万ポイント
3,000万円	〃	5,000万円	〃	〃	50万ポイント
5,000万円以上のも の	〃	100万円	〃	〃	100万ポイント

(呼値の単位に満たない端数は切り上げる。)

(注1) 「×当該新株予約権証券の交付比率〔新株
 予約権の行使により発行する株式の発行価額の
 総額/社債の総額〕については、社債券と同時
 に募集され、かつ、同時に割り当てられた新株予
 約権証券に限って適用する。

(注2) 本所が当該値幅を用いることが適当でない
 と認めたときは、本所がその都度定める値幅とす
 る。

(2) (略)

(3) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(削る)

(4)の2 新株予約権付社債等(転換社債型
新株予約権付社債券を除く。以下同じ。)

行使対象上場株券の基準値段 値幅
 500円未満のもの 上下 5円 × 当該新株
 予約権付 予約権付
 社債券等 社債券等
 の行使比 の付与比
 率 率

100	新株予約権 の行使によ り発行する 株式の発行 価額の総額 新株予約権 付社債券等 の総額
新株予約権 の行使より 発行する株 式の発行価 額	

500円以上	1,000円未満のもの	10円	×	×	〃
1,000円	〃	1,500円	〃	〃	〃
1,500円	〃	2,000円	〃	〃	〃
2,000円	〃	3,000円	〃	〃	〃
3,000円	〃	5,000円	〃	〃	〃
5,000円	〃	1万円	〃	〃	〃
1万円	〃	2万円	〃	〃	〃
2万円	〃	3万円	〃	〃	〃
3万円	〃	5万円	〃	〃	〃
5万円	〃	7万円	〃	〃	〃
7万円	〃	10万円	〃	〃	〃
10万円	〃	15万円	〃	〃	〃
15万円	〃	20万円	〃	〃	〃
20万円	〃	30万円	〃	〃	〃
30万円	〃	50万円	〃	〃	〃
50万円	〃	100万円	〃	〃	〃
100万円	〃	150万円	〃	〃	〃
150万円	〃	200万円	〃	〃	〃
200万円	〃	300万円	〃	〃	〃
300万円	〃	500万円	〃	〃	〃
500万円	〃	1,000万円	〃	〃	〃
1,000万円	〃	1,500万円	〃	〃	〃
1,500万円	〃	2,000万円	〃	〃	〃
2,000万円	〃	3,000万円	〃	〃	〃
3,000万円	〃	5,000万円	〃	〃	〃
5,000万円以上	のもの	100万円	×	×	〃

(呼値の単位に満たない端数は切り上げる。)

5 (略)

5 (略)

付 則

この改正規定は、平成18年2月1日から施行する。

呼値の制限値幅に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(削る)</p> <p>(債券、転換社債型新株予約権付社債券の制限値幅)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(基準値段)</p> <p>第4条 前2条に規定する呼値の制限値幅の基準値段は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(新株予約権証券の制限値幅)</p> <p><u>第2条の2 新株予約権証券の呼値の制限値幅は、当該新株予約権証券の発行者の発行に係る新株予約権の行使対象上場株券の呼値の制限値幅に行使比率(100/新株予約権の行使により発行する株式の発行価額。以下同じ。)及び交付比率(新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額/社債の総額)を乗じて算出した値幅(単独発行された新株予約権証券にあっては、行使比率を乗じて算出した値幅をいう。呼値の単位に満たない端数は切り上げる。)とする。ただし、本所が当該値幅を用いることが適当でないと認めるときは、本所がその都度定める値幅とする。</u></p> <p>(債券、転換社債型新株予約権付社債券等の制限値幅)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>新株予約権付社債券等(転換社債型新株予約権付社債券を除く。以下同じ。)の呼値の制限値幅は、当該新株予約権付社債券等の発行者の発行に係る新株予約権の行使対象上場株券の呼値の制限値幅に行使比率及び付与比率(新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額/新株予約権付社債等の総額)を乗じて算出した値幅(呼値の単位に満たない端数は切り上げる。)とする。ただし、算出した値幅が5円に満たない場合には、5円とする。</u></p> <p>(基準値段)</p> <p>第4条 前3条に規定する呼値の制限値幅の基準値段は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p>

(削る)

(2) (略)

(3) (略)

(削る)

2 (略)

3 第1項第3号の規定にかかわらず、転換社債型新株予約権付社債券で新たに上場された銘柄(本所がその都度指定する銘柄を除く。)のうち、上場日の直前に国内の他の証券取引所に上場されている銘柄以外の銘柄の上場日における呼値の制限値幅の基準値段は、本所がその都度定める。

(制限値幅の変更措置)

第5条 第2条及び第3条の規定にかかわらず、本所は、売買の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、全部又は一部の銘柄について呼値の制限値幅を変更することができる。

付 則

この改正規定は、平成18年2月1日から施行する。

(2) 新株予約権証券

第1号本文の規定を適用する。

(3) (略)

(4) (略)

(4)の2 新株予約権付社債券等

第1号本文の規定を適用する。

2 (略)

3 第1項第2号、第4号及び第4号の2の規定にかかわらず、新株予約権証券、転換社債型新株予約権付社債券又は新株予約権付社債券等で新たに上場された銘柄(本所がその都度指定する銘柄を除く。)のうち、上場日の直前に国内の他の証券取引所に上場されている銘柄以外の銘柄の上場日における呼値の制限値幅の基準値段は、本所がその都度定める。

(制限値幅の変更措置)

第5条 第2条、第2条の2及び第3条の規定にかかわらず、本所は、売買の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、全部又は一部の銘柄について呼値の制限値幅を変更することができる。

清算・決済規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(引渡有価証券)</p> <p>第2条 規程第8条に規定する売買の決済のために引き渡す有価証券は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(4) 転換社債型新株予約権付社債券(業務規程第2条第1項第2号に規定する転換社債型新株予約権付社債券という。以下同じ。)</u>については、<u>売買単位の額面金額の券種であって、かつ、無記名式の転換社債型新株予約権付社債券とする。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(引渡有価証券)</p> <p>第2条 規程第8条に規定する売買の決済のために引き渡す有価証券は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 新株予約権証券は、売買単位の券種の新株予約権証券とする。</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) 新株予約権付社債券等(新株予約権付社債券並びに同時に募集され、かつ、同時に割り当てられた社債券及び新株予約権証券であって、一体で売買するものとして上場されたものをいう。)</u>については、<u>新株予約権付社債券にあつては売買単位の額面金額の券種であつて、かつ、無記名式の新株予約権付社債券とし、それ以外のものにあつては、売買単位の額面金額の券種であつて、かつ、無記名式の社債券及び当該社債券に付したものとみなされる新株予約権証券とする。</u></p> <p>2 (略)</p>
<p>(非清算参加者の決済の繰延べの取扱い)</p> <p>第5条 非清算参加者は、株券及び<u>転換社債型新株予約権付社債券(株式会社証券保管振替機構(以下「保管振替機構」という。))が保管振替業において取り扱わない転換社債型新株予約権付社債券を除く。)</u>の普通取引、立会外分売に係る売買及び立会外取引特例第4条第2号に規定する日に決済を行う立会外取引(それぞれの取引に係る過誤訂正等のための売買を含む。)に係る有価証券の引渡しについて、クリアリング機構が必要と認めて証券決済未了を発生させはならないと定める日においては、規程第1</p>	<p>(非清算参加者の決済の繰延べの取扱い)</p> <p>第5条 非清算参加者は、株券 <u>(株式会社証券保管振替機構(以下「保管振替機構」という。))が保管振替業において取り扱わない株券を除く。)</u>及び<u>転換社債型新株予約権付社債券(業務規程第9条第3項第2号に規定する転換社債型新株予約権付社債券をいう。以下同じ。)</u>(<u>保管振替機構が保管振替業において取り扱わない転換社債型新株予約権付社債券を除く。)</u>の普通取引、立会外分売に係る売買及び立会外取引特例第4条第2号に規定する日に決済を行う立会外取引(それぞれの取引に係る過誤訂正等の</p>

2 条に規定する繰延べを行うことができない。

2 (略)

付 則

この改正規定は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。

ための売買を含む。)に係る有価証券の引渡しについて、クリアリング機構が必要と認めて証券決済未了を発生させてはならないと定める日においては、規程第 12 条に規定する繰延べを行うことができない。

2 (略)

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. の2 第2条（会社情報の開示）第1項関係</p> <p>(1) 第1項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaから1までに掲げる区分に応じ当該aから1までに定めることとする。</p> <p>a 第1号aに掲げる事項</p> <p>発行価額又は売出価額の総額（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額又は売出価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額）が1億円未満であると見込まれること。ただし、株主割当（優先出資者割当を含む。）により発行する場合を除く。</p> <p>b～1 (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>1. の2 第2条（会社情報の開示）第1項関係</p> <p>(1) 第1項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaから1までに掲げる区分に応じ当該aから1までに定めることとする。</p> <p>a 第1号aに掲げる事項</p> <p>発行価額又は売出価額の総額（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額又は売出価額の総額に当該新株予約権に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額）が1億円未満であると見込まれること。ただし、株主割当（優先出資者割当を含む。）により発行する場合を除く。</p> <p>b～1 (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p>
<p>8. 第7条（新株予約権の行使通知等）関係</p> <p>(1) 第7条第1項の規定により上場会社が行う他の種類の株式への転換が行われる株式の株式への転換通知又は新株予約権の行使通知及びその時期は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>a (略)</p> <p>b 次の場合における株式への転換通知又は新株予約権の行使通知（ファクシミリによる送信を含む。）</p> <p>(a) 月初からの転換累計若しくは行使累計又は同月中における通知後の転換累計若しくは行使累計が、新株予約権証券各銘柄については新株予約権の残高の1</p>	<p>8. 第7条（新株予約権の行使通知等）関係</p> <p>(1) 第7条第1項の規定により上場会社が行う他の種類の株式への転換が行われる株式の株式への転換通知又は新株予約権の行使通知及びその時期は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>a (略)</p> <p>b 次の場合における株式への転換通知又は新株予約権の行使通知（ファクシミリによる送信を含む。）</p> <p>(a) 月初からの転換累計若しくは行使累計又は同月中における通知後の転換累計若しくは行使累計が、新株予約権証券各銘柄については新株予約権の残高の1</p>

0%以上、新株予約権付社債各銘柄については未償還額面総額(期中償還請求権が付されている上場転換社債型新株予約権付社債各銘柄については、上場額面総額)の10%以上、他の種類の株式への転換が行われる株式各銘柄については未転換株式数の10%以上となった場合

その都度遅滞なく

(b) 上場転換社債型新株予約権付社債の各銘柄の上場額面総額が5億円未満となった場合、3億円未満となった場合及び上場額面総額のすべてについて新株予約権の行使が行われた場合又は上場している他の種類の株式への転換が行われる株式各銘柄の上場株式数が5,000単位未満となった場合、1,000単位未満となった場合及び上場株式総数のすべてについて転換が行われた場合

直ちに

(c) 期中償還請求権が付されている上場転換社債型新株予約権付社債の期中償還請求権の行使が行われた後に、当該期中償還請求に替えて新株予約権の行使が行われた場合

本所が請求する都度遅滞なく

(2) 第7条第2項の規定により上場会社が行う期中償還請求権が付されている上場転換社債型新株予約権付社債の期中償還請求権の行使通知及びその時期は、次に掲げるところによるものとする。

a・b (略)

0%以上、新株予約権付社債等各銘柄については未償還額面総額(期中償還請求権が付されている上場新株予約権付社債等各銘柄については、上場額面総額)の10%以上、他の種類の株式への転換が行われる株式各銘柄については未転換株式数の10%以上となった場合

その都度遅滞なく

(b) 上場新株予約権証券各銘柄の上場総数が500証券未満となった場合、300証券未満となった場合及び上場総数のすべてについて新株予約権の行使が行われた場合、上場新株予約権付社債等の各銘柄の上場額面総額が5億円未満となった場合、3億円未満となった場合及び上場額面総額のすべてについて新株予約権の行使が行われた場合又は上場している他の種類の株式への転換が行われる株式各銘柄の上場株式数が5,000単位未満となった場合、1,000単位未満となった場合及び上場株式総数のすべてについて転換が行われた場合

直ちに

(c) 期中償還請求権が付されている上場新株予約権付社債等の期中償還請求権の行使が行われた後に、当該期中償還請求に替えて新株予約権の行使が行われた場合

本所が請求する都度遅滞なく

(2) 第7条第2項の規定により上場会社が行う期中償還請求権が付されている上場新株予約権付社債等の期中償還請求権の行使通知及びその時期は、次に掲げるところによるものとする。

a・b (略)

付 則

この改正規定は、平成18年2月1日から施行する。

債券の上場手数料及び年賦課金の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>債券（国債証券、外国債券、<u>転換社債型新株予約権付社債券</u>を除く。以下同じ。）の上場手数料及び年賦課金は、次のとおりとする。</p> <p>（１）・（２）（略）</p> <p>付 則</p> <p>この改正規定は、平成１８年２月１日から施行する。</p>	<p>債券（国債証券、外国債券、<u>転換社債券及び新株引受権付社債券</u>を除く。以下同じ。）の上場手数料及び年賦課金は、次のとおりとする。</p> <p>（１）・（２）（略）</p>

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条（上場廃止基準）関係 (1)～(8) (略) (9) 不適當な合併等 a (略) b 次の(a)から<u>(e)</u>までのいずれかに該当する場合は、第9号に規定する「実質的な存続会社でない」と本所が認めた場合には該当しないものとして取り扱う。 (a)～(e) (略) c～g (略) (10)～(13)</p> <p>平成14年4月1日改正付則 <u>この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。</u> (削る)</p> <p>付 則 この改正規定は、平成18年2月1日から施行する。</p>	<p>1. 第2条（上場廃止基準）関係 (1)～(8) (略) (9) 不適當な合併等 a (略) b 次の(a)から<u>(d)</u>までのいずれかに該当する場合は、第9号に規定する「実質的な存続会社でない」と本所が認めた場合には該当しないものとして取り扱う。 (a)～(e) (略) c～g (略) (10)～(13)</p> <p>平成14年4月1日改正付則 1. <u>この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。</u> 2. <u>1. (2) a 中「決算期の変更により当該1か年目の日が上場銘柄の株券の発行者の決算期に当たらないとき」とあるのは、当分の間、「上場銘柄の株券が指定保管振替機関が保管振替業において取り扱う株券である場合であって、決算期の変更により当該1か年目の日が当該株券の発行者の決算期に当たらないとき」と読み替えるものとする。</u></p>

新株予約権付社債券等上場契約書の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>転換社債型新株予約権付社債券上場契約書</u></p> <p style="text-align: center;"><u>転換社債型新株予約権付社債券上場契約書</u></p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p>証券会員制法人札幌証券取引所 理事長 殿</p> <p style="text-align: center;">本店所在地 _____ 会社名 _____ 印 代表者の 役職・氏名 _____ 印</p> <p style="text-align: center;">_____ (以下「会社」という。)</p> <p>は、その発行する<u>転換社債型新株予約権付社債券</u>を上場するについて、証券会員制法人札幌証券取引所（以下「取引所」という。）が定めた次の事項を承諾します。</p> <p>1 取引所が現に制定している及び将来制定又は改正することのある業務規程、有価証券上場規程、その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定及び理事会決定（以下「諸規則等」という。）のうち、会社及び上場される会社の<u>転換社債型新株予約権付社債券</u>（以下「上場<u>転換社債型新株予約権付社債券</u>」という。）に適用のあるすべての規定を遵守すること。</p> <p>2 諸規則等に基づいて、取引所が行う上場<u>転換社債型新株予約権付社債券</u>に対する上場廃止、売買停止その他の措置に従うこと。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成18年2月1日から施行する。</p>	<p><u>新株予約権付社債券等上場契約書</u></p> <p style="text-align: center;"><u>新株予約権付社債券等上場契約書</u></p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p>証券会員制法人札幌証券取引所 理事長 殿</p> <p style="text-align: center;">本店所在地 _____ 会社名 _____ 印 代表者の 役職・氏名 _____ 印</p> <p style="text-align: center;">_____ (以下「会社」という。)</p> <p>は、その発行する<u>新株予約権付社債券等</u>を上場するについて、証券会員制法人札幌証券取引所（以下「取引所」という。）が定めた次の事項を承諾します。</p> <p>1 取引所が現に制定している及び将来制定又は改正することのある業務規程、有価証券上場規程、その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定及び理事会決定（以下「諸規則等」という。）のうち、会社及び上場される会社の<u>新株予約権付社債券等</u>（以下「上場<u>新株予約権付社債券等</u>」という。）に適用のあるすべての規定を遵守すること。</p> <p>2 諸規則等に基づいて、取引所が行う上場<u>新株予約権付社債券等</u>に対する上場廃止、売買停止その他の措置に従うこと。</p>

新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>転換社債型新株予約権付社債券</u>に関する有価証券上場規程の特例の取扱い</p> <p>1. 上場申請の取扱い（<u>転換社債型新株予約権付社債券</u>に関する有価証券上場規程の特例（以下「<u>転換社債型新株予約権付社債券特例</u>」という。）第2条関係）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第2条第1項第3号に規定する「当該<u>転換社債型新株予約権付社債</u>の本券の見本」には、本所所定の証券見本目録を添付するものとする。</p> <p>(3) 第3条第1項第2号c後段の規定の適用を受けようとする場合には、第2条第1項第3号に規定する「当該<u>転換社債型新株予約権付社債</u>の本券の見本」の提出時期を上場日直後とすることができるものとする。</p> <p>2. 上場審査基準の取扱い（<u>転換社債型新株予約権付社債券特例</u>第3条関係）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第3条第1項第2号c及び同条第2項第2号bに規定する<u>転換社債型新株予約権付社債</u>の本券は、<u>額面500万円券、額面400万円券、額面300万円券、額面200万円券、額面100万円券、額面50万円券又は額面10万円券のいずれか一種とし、その本券（利札を含む。）の様式は、株券上場審査基準の取扱い2.（8）（株券の様式）によるものとする。</u></p> <p>(削る)</p>	<p><u>新株予約権付社債券等</u>に関する有価証券上場規程の特例の取扱い</p> <p>1. 上場申請の取扱い（<u>新株予約権付社債券等</u>に関する有価証券上場規程の特例（以下「<u>新株予約権付社債券等特例</u>」という。）第2条関係）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第2条第1項第3号に規定する「当該<u>新株予約権付社債等</u>の本券の見本」には、本所所定の証券見本目録を添付するものとする。</p> <p>(3) 第3条第1項第2号c後段の規定の適用を受けようとする場合には、第2条第1項第3号に規定する「当該<u>新株予約権付社債等</u>の本券の見本」の提出時期を上場日直後とすることができるものとする。</p> <p>2. 上場審査基準の取扱い（<u>新株予約権付社債券等特例</u>第3条関係）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第3条第1項第2号c及び同条第2項第2号bに規定する<u>新株予約権付社債等</u>の本券は、<u>次のa又はbに掲げる区分に従い、当該a又はbに定めるところによるものとし、その本券（利札を含む。）の様式は、株券上場審査基準の取扱い2.（8）（株券の様式）によるものとする。</u></p> <p>a <u>転換社債型新株予約権付社債券</u> <u>額面500万円券、額面400万円券、額面300万円券、額面200万円券、額</u></p>

(削る)

(3) (略)

3. 上場廃止基準の取扱い（転換社債型新株予約権付社債券特例第4条関係）

(1) 第4条第1項第3号に該当する日は、上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者から当該株式交換又は株式移転に関する株主総会決議についての書面による報告を受けた日とする。

(2) 第4条第2項第2号に規定する「新株予約権の行使期間が満了となる場合」には、転換社債型新株予約権付社債に係る社債の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することとなる場合又は転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権の全部を消却することにより新株予約権の行使期間が終了することとなる場合を含むものとする。この場合において、当該銘柄の発行者から、当該償還又は消却を行う旨の取締役会決議通知書（代表取締役又は執行役が決定した場合は、決定通知書）による報告を受けたときに、第4条第2項第2号に該当するものとして取り扱う。

(3) 第4条第1項又は第2項の各号のいずれかに該当することとなった銘柄の上場廃止

面100万円券、額面50万円券又は額面10万円券のいずれか一種

b 前a以外の新株予約権付社債券等

当該新株予約権付社債券等に係る社債券が額面100万円券又は額面50万円券のいずれか一種であること（当該新株予約権付社債券等が、新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第1条の2の規定により新株予約権証券を付した社債券とみなされる社債券及び新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券が単一の券種であること。）。

(3) (略)

3. 上場廃止基準の取扱い（新株予約権付社債券等特例第4条関係）

(1) 第4条第1項第3号に該当する日は、上場新株予約権付社債券の発行者から当該株式交換又は株式移転に関する株主総会決議についての書面による報告を受けた日とする。

(2) 第4条第2項第2号に規定する「新株予約権の行使期間が満了となる場合」には、新株予約権付社債等に係る社債の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することとなる場合又は新株予約権付社債等に係る新株予約権の全部を消却することにより新株予約権の行使期間が終了することとなる場合を含むものとする。この場合において、当該銘柄の発行者から、当該償還又は消却を行う旨の取締役会決議通知書（代表取締役又は執行役が決定した場合は、決定通知書）による報告を受けたときに、第4条第2項第2号に該当するものとして取り扱う。

(3) 第4条第1項又は第2項の各号のいずれかに該当することとなった銘柄の上場廃止

日は、次のとおりとする。

- a (略)
- b 第4条第1項第1号又は同条第2項第1号若しくは第5号に該当することとなった銘柄については、原則として、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日の1か月目の応答日（応答日がないときはその月の末日）とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

- c (略)
- d 第4条第2項第2号に該当することとなった銘柄のうち、転換社債型新株予約権付社債に係る社債の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することとなる又は転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権の全部を消却することにより新株予約権の行使期間が終了することとなる銘柄については、次の(a)又は(b)に掲げる銘柄の区分に従い、当該(a)又は(b)に定める日とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

(a)・(b) (略)

e・f (略)

(削る)

g 第4条第2項第6号に該当することとなった銘柄については、本所がその都度定める日

4. 転換社債型新株予約権付社債の上場手数料及び年賦課金

(1) 上場手数料

a・b (略)

日は、次のとおりとする。

- a (略)
- b 第4条第1項第1号又は同条第2項第1号若しくは第6号に該当することとなった銘柄については、原則として、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日の1か月目の応答日（応答日がないときはその月の末日）とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

- c (略)
- d 第4条第2項第2号に該当することとなった銘柄のうち、新株予約権付社債等に係る社債の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することとなる又は新株予約権付社債等に係る新株予約権の全部を消却することにより新株予約権の行使期間が終了することとなる銘柄については、次の(a)又は(b)に掲げる銘柄の区分に従い、当該(a)又は(b)に定める日とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

(a)・(b) (略)

e・f (略)

g 第4条第2項第5号に該当することとなった銘柄については、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日

h 第4条第2項第7号に該当することとなった銘柄については、本所がその都度定める日

4. 新株予約権付社債券等の上場手数料及び年賦課金

(1) 上場手数料

a・b (略)

c 上場手数料は、当該銘柄の上場日前に（転換社債型新株予約権付社債特例第2条第2項の規定に基づき上場申請した場合には、同日以後の日で会社設立後直ちに）納入するものとする。

d 上場会社の合併などにより上場廃止された転換社債型新株予約権付社債が上場廃止後6か月以内に上場される場合の上場手数料は、既に納入された額を限度として免除することができる。

(2) (略)

付 則

この改正規定は、平成18年2月1日から施行する。

c 上場手数料は、当該銘柄の上場日前に（新株予約権付社債券等特例第2条第2項の規定に基づき上場申請した場合には、同日以後の日で会社設立後直ちに）納入するものとする。

d 上場会社の合併などにより上場廃止された新株予約権付社債券等が上場廃止後6か月以内に上場される場合の上場手数料は、既に納入された額を限度として免除することができる。

(2) (略)

新株予約権証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い等を廃止する規則

次の規則を廃止する。

- (1) 新株予約権証券上場契約書
- (2) 新株予約権証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い

付 則

この規則は、平成18年2月1日から施行する。